

# 仕 様 書

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課  
(担当 田仲、木上 電話 075-222-3955)

件 名	令和7年度自動車騒音・道路交通振動調査業務委託
履 行 期 間	契約の日の翌日から令和8年3月31日まで
契 約 条 件	別紙のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

## 1 目的

本調査は、騒音規制法第 18 条及び振動規制法第 19 条の規定に基づく測定を行うことにより、市内における自動車騒音及び道路交通振動の現状を把握し、もって今後の道路環境の整備をはじめとする自動車騒音及び道路交通振動の対策の基礎資料とすることを目的とする。

## 2 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

なお、詳細については別紙 2 を参照すること。

- (1) 騒音調査
- (2) 交通条件観測
- (3) 道路交通振動調査
- (4) 本市報告書の作成
- (5) 環境省報告用資料の作成
- (6) オブジェクト・データベースの作成
- (7) 面的評価支援システムを用いた自動車騒音暴露状況の把握
- (8) 面的評価支援システムの最適化及びバージョンアップ
- (9) 令和 3 年度全国道路交通情勢調査（以下「道路交通センサス」という。）への切り替え（移行）
- (10) 過年度データ等の修正

## 3 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて行うものとする。

なお、これらに改正等があった場合は、施行日等に応じて最新のものに従うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- (3) 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）
- (4) 「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日環水大自発第 110914001 号）
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成 27 年 10 月 30 日環水大大第 1510301 号、環水大自第 1510301 号）
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成 27 年 10 月 30 日環水大自発第 1510303 号）
- (7) 面的評価支援システム操作マニュアル（Ver 5.2.2、平成 30 年 3 月環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課）
- (8) 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）
- (9) 令和 7 年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省）（※予定）  
契約締結後、環境省から本市へ送達次第、提供する。
- (10) その他関係法令等

## 4 貸与物品及び資料

本業務の遂行に当たり、京都市（以下「甲」という。）は受託者（以下「乙」という。）に次の物品及び資料を貸与するものとする。

- (1) 本業務専用ノートパソコン（Dell inspiron 15 3000（第 11 世代 インテル® Core™ i7-1165G））
- (2) 面的評価支援システム（Ver 5.0.0）
- (3) ㈱KERNEL GIS エンジン（ActiveMap for.NET Ver.2.28）
- (4) 国土地理院 数値地図 25000（空間データ基盤）
- (5) 株式会社ゼンリン Zmap-TOWN II（電子住宅地図）
- (6) 平成 27 年度及び令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査交通量図（京都市都市計画局発行）
- (7) 過年度調査報告書データ（DVD-ROM 等に保存済み）
- (8) その他業務遂行上必要と認められるもの

なお、(2)～(4)は、(1)にインストール済みの状態（ただし、(2)及び(3)については、必要に応じて最新版へのバージョンアップが別途必要）での貸与とする。(1)には、Microsoft Office Home & Business 2021 等も導入されている。また、(5)については、業務開始時の最新のものを乙が調達し、エンドユーザーライセンス 契約者を京都市とし、成果品として納品する。

乙は、貸与物品及び資料を本業務の遂行のみに使用し、他の業務等のための使用、及び、甲が貸与し

たソフトウェアの(1)以外への導入は行わないこと。業務完了後は、貸与を受けた物品及び資料を全て甲に速やかに返却すること。

また、(1)は、いわゆる「スタンドアロン」で使用し、ウィルス感染等、情報セキュリティインシデントが発生しないよう、十分に注意すること。その他、乙の取り扱い等に起因して貸与品に不具合、故障等が生じた場合、乙の責任において、原状復旧等を行うこと。

## 5 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品（ソフトウェアライセンスを含む。）については、甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。当規定は、契約が終了又は解除された後においても継続する。

## 6 費用の負担

次に掲げる費用は、乙の負担とする。

- (1) 本業務を履行するために必要な人員物資の移動、電力（調査地点付近に本市の電源があり、乙による使用を甲が認めた場合を除く。）、運搬及び計量証明に係る分析、報告書の作成、提出に係る費用
- (2) 各種試験、検査、写真撮影等に必要な費用
- (3) 打合せ、調査結果の報告説明等のための本市施設への訪問に伴う交通費
- (4) 本市の施設・職員及び第三者等に損害を与えた場合、復旧する費用及び補償
- (5) 官公署等に対する書類の作成及び届出等の手続きに必要な費用
- (6) 乙の本委託業務の履行不備によって発生したと認められる不具合についての修復費用
- (7) 計量証明の業務により発生した廃棄物の処理費用
- (8) 異常値に伴う追加調査に係る費用

## 7 実施体制及び実施計画

乙は、本委託業務における主任技術者を定め、実施体制、工程表、調査方法及び測定候補地点等を記載した実施計画書と併せて甲へ届出を行い、甲の了承を得るものとする。

主任技術者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

また、実施体制には、計量法（平成4年5月20日法律第51号）及び計量法施行令（平成5年10月25日通商産業省令第69号）に定める環境計量士（騒音・振動関係）の資格を有する者を含めることとし、測定地点における騒音調査の体制についても実施計画に記載すること。

なお、各警察署などの関係機関や近隣住民等の調査協力を得るための調整期間が予め十分に設けられた実施計画とすること。

## 8 提出書類

乙は、成果品のほか、業務の着手前及び完了時に、甲へ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手前提出書類（各1部）
  - イ及びウについては、業務履行中に変更があった際は、その都度提出すること。
  - ア 委託契約書の写し（A4サイズ）
  - イ 主任技術者届（A4サイズ、任意の様式）
  - ウ 実施計画書（A4サイズ、任意の様式）
  - エ 再委託承諾申請書（該当がある場合、甲の指定する様式）  
再委託承諾申請書には履行能力を証明する書類として、資格、免許等の写しを提出すること（再委託する業務内容に、技術条件が付されている場合及び資格、免許等が必要な場合に限る。）。
  - オ その他甲が必要とする書類
- (2) 業務完了時提出書類（各1部）
  - ア 業務完了届（A4サイズ、任意の様式）
  - イ 請求書（A4サイズ、甲の指定する様式）

## 9 打合せ等

- (1) 乙は甲への調査実施計画の説明のための面会等、必要に応じて打合せを行うものとする。面会での打合せの際は、その3営業日前までに配付資料のデータを甲の担当者に電子メールで送付すること。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者は甲と常に密接に意思疎通を図り、業務の方針及び条件等の疑義をただすものとし、その内容については、その都度乙が全て議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 乙は甲から業務の進捗状況等の報告を求められた場合は、必要な資料を速やかに提出しなければならない。

## 10 関係官庁への手続等

本調査に係る道路占有等の関係官庁への許可手続は、原則、乙が行い、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

## 11 土地への立入り等

- (1) 測定に係る近隣住民等への協力依頼は、乙が行うものとする。
- (2) 乙は、本業務を実施するため、植物を伐採し、垣・柵等を除去し、又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ甲に報告するものとし、甲の指示をもって所有者の承諾を得るものとする。

## 12 成果品の提出

- (1) 速報  
乙は、令和7年10月31日までに、全調査地点の騒音調査、交通量等調査、道路交通振動調査の調査結果を甲の指定する様式にて提出し、確認を受けるものとする。
- (2) 中間報告  
乙は、令和8年1月31日までに、別紙2の付表4に示す「I. 報告書 1. 本編」の案を提出し、甲の確認を受けるものとする。
- (3) 最終報告  
乙は、契約期限までに別紙2の付表4に示す成果品を提出し、甲の検査を受けるものとする。
- (4) 一部引き渡し  
乙は、甲の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の一部を引き渡すものとする。

## 13 履行確認に係る検査

- (1) 乙は、業務完了時に次の検査を受け、甲による履行確認を受けるものとする。
  - ア 成果品の検査
  - イ 業務等管理状況の検査
- (2) 検査の結果及び成果品の提出後に、過去の調査データを含め、不備や誤りが発見された場合、履行期間の終了後であっても、乙は速やかに補修を行わなければならない。

## 14 一時中断

次の場合において、甲は乙に、必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中断させることができる。その際、甲は乙に文書で通知するものとする。

- (1) 第三者の土地への立入許可が得られない場合
- (2) 環境問題等の発生により、業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (3) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (4) 安全確保上必要があると認めた場合

## 15 守秘義務

乙は、業務の遂行上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。  
また、調査の過程で取得したデータに個人情報が含まれる場合は、外部に漏えいすることのないよう適切に保管し、業務完了後に復元不可能な形で廃棄すること。

## 16 受託者の条件

計量法第107条第2号に規定する登録（事業の区分に、「音圧レベル」及び「振動加速度レベル」を含むものに限る。）を受けていること。

## 17 その他

- (1) 乙は、履行期間中に自動車騒音常時監視報告（環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課）の改正、環境省が配布する面的評価支援システム及び当該システムの稼働環境の改定等があった場合は、無償で対応するものとする。
- (2) 乙は、調査等に当たっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民等の迷惑とならないよう十分に配慮すること。
- (3) 業務の履行に伴い生じた乙の故意又は過失による損害については、乙が責任を負うこと。
- (4) 乙は、調査地点への移動に自動車を使用する際に、交通法規を遵守するとともに、アイドリングストップをはじめエコドライブに努めること。

- (5) 乙は、本仕様書に疑義があるときは、委託業務開始前に甲と十分協議し、疑義を解消しておくこと。また、業務開始後に本仕様に疑義が生じた場合は、甲と協議を行い、甲の指示に従うこと。
- (6) 乙は、本業務を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、予め書面により承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせることができる。
- (7) 委託料は、業務履行完了後、乙からの適正な請求書の提出後に支払うこととし、前払金の支払いは行わない。

はじめに

本業務における主な作業内容及び工程は下図のとおりである。本書では、下図に沿って、乙が行う本業務の詳細内容を説明する。

なお、騒音の調査地点と同地点で、道路交通振動の測定も併せて実施し、結果を取りまとめる。

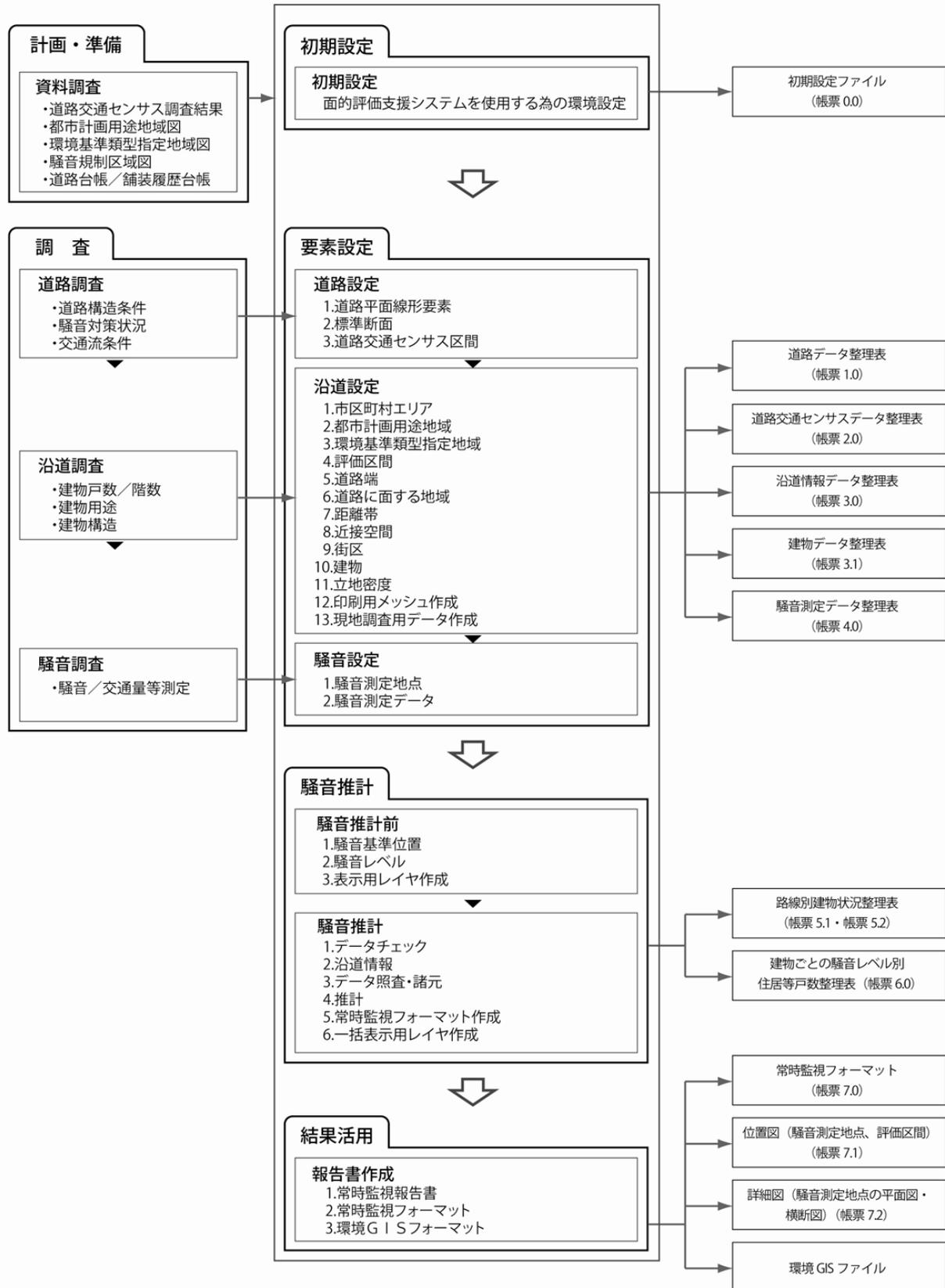


図 1 作業内容及び工程

## 1 計画・準備

### (1) 面的評価支援システム等のセットアップ及びバージョンアップ

甲が貸与したパソコンにおいて、面的評価支援システム、GIS エンジン (ActiveMap for.NET) 及びデジタル地図をシステムが稼働できるように設定する。

また、面的評価支援システムの最新バージョンのソフトウェア (令和 6 年 3 月 22 日更新面的評価支援システム Ver 5.2.2) を甲から貸与されたパソコンにインストールし、バージョンアップする。

### (2) 令和 3 年度センサスへの移行

今年度から令和 3 年度センサスへの切り替えを実施することから、面的評価支援システムに令和 3 年度道路交通センサスのデータをインポートし、全面的評価区間について、後述する道路設定及び沿道設定の更新を行う。また、更新において、令和 3 年度センサス番号が、過年度に登録済みの他の道路のセンサス番号等と重複する場合には、両番号の取扱いを明確に区別する方法について甲と協議のうえ対応すること。

### (3) 過年度データ及びエラーの修正

契約後に甲が指摘する面的評価支援システム等に登録されている過年度データについて、誤りがあるかどうかを確認のうえ、必要に応じて修正を行う。

さらに、面的評価支援システムのエラーチェックで検出されたエラーについては、可能な限り修正を行う。修正が不可能であるエラーが存在する場合、甲にその報告及び説明を行う。

なお、エラー修正の範囲等の詳細については、甲と協議して決定する。

### (4) 資料調査の実施

別表 1 の調査対象道路について、過年度の調査結果、土地利用状況、道路交通情勢、道路構造、環境保全措置の実施状況、沿道状況等を入手可能な既存の資料で把握する。

また、過年度の調査対象道路についても、同様に調査し、「面的評価支援システム」に登録されている情報を、必要に応じて修正及び更新する。

### (5) 実施計画の作成

実施体制、工程表、調査方法、騒音調査の測定候補地点を検討のうえ、以下の項目を記載した実施計画を作成し、甲に書面で提出し、承認を得ること。

騒音調査地点の選定に当たっては、過年度調査時の測定地点を踏まえ、現地踏査により周辺環境の変化や工事計画の有無等を把握し、調査の実施が困難な場合の代替地点の検討も行うこと。また、過年度の調査結果のほか、土地利用状況、道路交通条件、道路構造、環境保全措置の実施状況、沿道状況等を入手可能な既存の資料であらかじめ把握しておくこと。

- ・ 実施体制
- ・ 工程表 (現地調査の実施日時予定を含む。)
- ・ 調査方法 (使用する測定機器 (メーカー・型番を含む) 等、具体的に記載すること。)
- ・ 安全管理対策
- ・ 評価区間一覧 (体裁は別表 1 に準じる。評価区間の細分化がある場合は、付表 3 に掲げるいずれかの理由を記載すること。)
- ・ 測定地点一覧 (評価区間番号、路線名、車線数、測定地点住所 (町名まで)、測定側道路の上下の別、用途地域、低騒音舗装の有無、各基準等の値を含む。)
- ・ 測定地点位置図 (体裁は甲の指示による。)
- ・ 各測定地点の付近図 (測定地点及び背後地を図上に明記する。)
- ・ 現地踏査の際に撮影した測定地点の写真
- ・ 各測定地点の過年度調査からの変更点 (周辺環境の変化等)
- ・ 調査実施上の課題 (調査協力依頼先や整理すべき方針・条件等)

## 2 面的評価支援システムの初期設定

面的評価支援システムを使用するため、使用者の登録、評価基準、各種オブジェクトの表示色、範囲等の初期設定を行う。初期設定項目を付表1に示す。

付表1 初期設定

項目 番号	機 能	
	メニュー	内 容
1	都道府県、市区町村コード	支援ソフトの使用者が、所属の地方公共団体を「統計に用いる標準地域コード」（総務省-平成31年3月25日現在）（ <a href="https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/9-5.htm">https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/9-5.htm</a> ）に基づいて、使用者（地方公共団体等）のコード番号の設定をする。
2	GIS 地図	GIS エンジンや電子地図に関して、測地座標系等、使用に必要な不可欠かつ操作性の向上に資する設定を行う。
3	縮尺率	GISの地図表示画面にて縮尺率一覧より選択できる縮尺率を設定する。
4	画面表示	ツールバーにおいてツールの表示、非表示を設定する。
5	基準年度	基準年度、全国道路・街路交通情勢調査年度、騒音データ年度を設定する。
6	評価基準	評価対象道路の道路種別、車線数毎に評価基準値を設定する。
7	道路に面する地域	道路に面する地域（道路交通騒音の及ぶ範囲）の距離を設定する。（評価用：50m、表示用：50m）
8	距離帯	距離帯の幅を設定する。（評価用：10m、表示用：10m）
9	建物階数高さ	都市計画用途地域別に建物の高さ（1階辺り）を設定する。
10	建物用途	建物用途振分けのキーワード、都市計画用途地域別振分けを設定する。
11	環境基準類型指定地域毎の残留騒音設定	環境基準類型指定地域毎の残留騒音レベルを設定する。
12	背後地騒音推計式	基本調査、詳細調査毎の背後地騒音推計式を設定する。（推計式の選択、新規登録、修正、削除、パラメータのデフォルト値の設定）
13	騒音レベル等高線図	騒音レベル等高線のレベル幅を設定する。
14	評価区間状況	評価区間状況を表す図におけるレンジと評価区間オブジェクトのレンジ別表示色を設定する。環境基準達成状況図のデフォルトは環境GISと同じ表示とし、また任意に設定できる。道路近傍騒音図、騒音レベル図、残留騒音レベル図のデフォルトはJIS規格Z8731に基づいて11段階とする。また、1～11段階で任意に設定できる。
15	街区状況	街区状況を表す図におけるレンジと街区オブジェクトのレンジ別表示色を設定する。デフォルトはJIS規格Z8731に基づいて11段階とする。また、1～11段階で任意に設定できる。
16	建物状況	建物状況を表す図におけるレンジと建物オブジェクトのレンジ別表示色を設定する。デフォルト及び設定範囲は、街区状況と同様。

### 3 調査

#### (1) 騒音調査

騒音調査は、別表 2 に示す 33 区間（観測区間 31 区間、測定のみ区間 2 区間）で行う。

##### ア 自動車騒音測定

当該道路の近傍に騒音計を設置して、1 時間を単位とし、連続する 24 時間の測定を実施する。実測時間は、観測時間 1 時間のうち 10 分間とし、この 1 時間内で複数回（最大で 6 回）の実測を行う。

測定する項目は以下のとおり。

- －昼間等価騒音レベル ( $L_{Aeq, 16h}$ )
- －夜間等価騒音レベル ( $L_{Aeq, 8h}$ )
- －時間率騒音レベル ( $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ )
- －最大値 ( $L_{Amax}$ )

##### イ 残留騒音測定

当該道路の背後地 (20m) において、昼間・夜間の観測時間帯のうち各 2 観測時間で実測時間 10 分間 ( $L_{Aeq, 10min}$ ) について測定する。測定する項目は以下のとおり。

- －昼間等価騒音レベル ( $L_{Aeq, 1h}$ )
- －夜間等価騒音レベル ( $L_{Aeq, 1h}$ )
- －時間率騒音レベル ( $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ )
- －最大値 ( $L_{Amax}$ )

#### (2) 交通条件観測

##### ア 交通量観測

自動車騒音測定と同一地点（道路近傍）、同一日において、原則、昼間・夜間の基準時間帯の各 2 観測時間で、正時から 10 分間の交通量を、進行方向別及び車種別に観測する。

車種区分は、令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査に準じ、付表 2 のとおり、5 つの種別に区分して観測すること。

付表 2 車種分類

観測区分	種別	内容
小型車	乗用車	ナンバー5（黄と黒のプレート） ナンバー3、8（小型プレート） ナンバー3、5、7
	小型貨物車	ナンバー4（黄と黒のプレート） ナンバー3、6（小型プレート） ナンバー4、6
大型車	バス	ナンバー2
	普通貨物車	ナンバー1 ナンバー8、9、0
二輪車	二輪車	

##### イ 平均走行速度測定

自動車騒音測定と同一地点、同一日において交通量観測と同期して、原則、昼間・夜間の基準時間帯の各 2 観測時間で、正時から 10 分間、進行方向別及び車種別（大型車及び小型車の 2 車種）に各 10 台の自動車（二輪車を除く。）を任意に選び、一定区間（原則 50 メートル以上の区間とする。）を走行する時間を計測する。

#### (3) 道路交通振動調査

自動車騒音測定を実施する地点と同一の地点、同一日において道路交通振動を測定する。測定方法は振動規制法施行規則別表第 2 の備考に規定する方法及び道路交通振動測定マニュアル（2022 年 6 月環境省水・大気環境局自動車対策課）によることとし、毎正時から測定を開始し、0.1 秒間隔 6,000 個の測定データを採取する。また、測定結果から時間率振動レベル ( $L_{50}/L_{10}/L_{90}$ ) を求める。

#### (4) 詳細交通条件観測

別表 1 中の詳細交通条件観測に示す 3 地点において、上記(2)交通条件観測以外に、毎正時に交通量観測及び平均走行速度測定を実施する。調査方法は、上記(2)交通量条件観測と同様とする。

#### (5) その他の調査項目

以下の項目について、調査・記録を行う。

- ・ 測定時における主たる騒音源、突発音等の除外音の原因
  - ・ 測定時における地点毎の気象条件（毎正時における天候、気温、（相対）湿度、風向、風速）
  - ・ 測定時における道路状況（道路構造、車線数、幅員、路面状況、舗装種別、縦断勾配、遮音壁の設置状況、交通規制の状況、信号交差点との距離、信号機のインターバル等）
  - ・ 測定地点の周辺の状況（測定地点現場の写真、周辺状況（測定地点周辺の平面図等）、測定地点が属する用途地域）
- (6) 測定開始時刻の留意事項  
測定を開始時刻は、原則午前 10 時とすること。  
予期しない事由により、午前 10 時から測定を開始できない場合は、開始時刻を 1 時間単位で遅らせるものとする。  
なお、開始時刻を遅らせた場合は、速やかに甲に報告すること。
- (7) 欠測の取扱い  
降雨時は、その実測時間（10 分間）について欠測とする。  
降雨が継続し、基準時間帯の等価騒音レベル等の代表値を得ることができない場合は、当該測定地点における測定全体を無効とし、再度測定を実施する。緊急道路工事、交通事故の発生等他の事由に起因する場合も同様とする。
- (8) 主任技術者の立会い  
測定・調査実施時には、いずれかの地点に主任技術者を常時立ち合わせること。

#### 4 要素設定（面的評価支援システム）

令和 7 年度の調査対象は、別表 3 に示す 61 区間（観測区間 31 区間、非観測区間 30 区間、総延長 64.1km）である。当該区間において、資料調査結果及び騒音発生強度等の情報の更新を行い、騒音推計を実施する。なお、評価区間について、道路構造条件、騒音対策状況、交通流条件等の状況変化が確認された場合は、甲と協議のうえ、評価区間の加除、分割、統合等の所要の見直しを行う。

その他の区間については、面的評価支援システムに予め登録された情報を原則、活用する。ただし、必要に応じて以下の作業を実施すること。

- (1) 過年度データの活用  
過年度に評価を実施した評価区間において、当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当と認められた区間については、これらを用いて騒音暴露状況の把握を行う。  
また、妥当と認められなかった区間については、情報を更新のうえ、評価を行う。  
なお、当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当か否かについては、甲と協議のうえ決定する。
- (2) 道路設定
- ア 道路平面線形要素の設定  
評価対象となる道路平面線形オブジェクトを作成する。  
オブジェクトに対し 8 種類までの道路の属性情報（道路種別、道路名称（路線名）、変更履歴等）を入力する。
- イ 標準断面の設定  
道路横断面を作成し、情報を入力する。  
作成した横断面に道路種別・道路種級・道路構造等の道路情報を入力する。
- ウ 全国道路・街路交通情勢調査区間の設定  
令和 3 年度センサスにより道路平面線形オブジェクトを区切り、オブジェクトにより分割し全国道路・街路交通情勢調査線形オブジェクトを作成し、全国道路・街路交通情勢調査情報を更新して入力作業を行う。なお、今年度から令和 3 年度センサスへの切り替えを実施することから、令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査情報によるオブジェクトの作成については全面的評価区間において実施すること。
- (3) 沿道設定  
各評価区間の道路端から 50m の範囲について、電子住宅地図により、住宅等の属性及び状況を把握し、次のとおり、取りまとめること。また、必要に応じて現地にて、住宅地図に不足している情報の補足調査を行うこと。
- ア 市区町村エリアの設定  
市区町村エリアオブジェクトを作成し、市区町村エリア情報を入力する。
- イ 都市計画用途地域の設定  
都市計画用途地域オブジェクトを作成する。
- ウ 環境基準類型指定地域の設定

都市計画用途地域のオブジェクトから環境基準類型指定オブジェクトを作成する。

エ 評価区間の設定

全国道路・街路交通情勢調査線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、評価区間線形オブジェクトを作成し、評価区間情報(評価区間番号・道路種別・道路名称(路線名)・交通量調査単位区間番号・上下コード(上り・下り・その他))を入力する。

評価区間はおおむね全国道路・街路交通情勢調査区間とするが、「付表3 評価対象道路の細分化」に示す条件の変化により、同じ区間内で道路構造条件が変化している場合は、発生源側の騒音レベルが一定ではないと考えられるため、適宜、全国道路・街路交通情勢調査区間を分割する。また、分割の際には、評価区間ごとに道路横断面を作成し、情報を入力する。

なお、評価区間を全国道路・街路交通情勢調査区間よりも細分化して設定する場合は、付表3のいずれのケースに該当するのかを明記のうえ、別表1のような形で評価区間に関する情報を資料としてまとめる。

オ 道路端の設定

道路端のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

カ 道路に面する地域の設定

評価区間区切りを基に道路に面する地域オブジェクト(評価用・表示用)を作成し、評価区間情報と関連付ける。

キ 距離帯の設定

距離帯オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

ク 近接空間の設定

近接空間オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

ケ 街区の設定

街区密度を確認しながら街区のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。  
道路横断面を作成し、情報を入力する。

コ 建物の設定

建物オブジェクトを作成し、建物情報(番号・建物用途・構造)を入力する。

建物属性(建物面積・戸数・階数・建物位置での距離帯・環境基準類型指定地域等)を把握し、建物群減衰量補正(見通し角)を計算、窓面位置の設定をする。

サ 立地密度

評価区間・街区の立地密度を計算する。

シ 印刷用メッシュ作成

地図印刷用のメッシュ(スケール 1/1500、5000、12500、25000、50000、500000)を作成する。

ス 現地調査用データ作成

現地調査用の沿道条件の把握チェックシート・建物図を印刷する。

付表3 評価対象道路の細分化

	細分化すべき区間	理由
1	高架、掘割など道路構造が変化	騒音の伝搬状況が変化している
2	車線数が大きく変化	騒音の発生状況が変化している。
3	幅員等が変わり道路境界が変化	評価の基準点が移動することになる。
4	高架道路等で立体的構造	立体的構造により騒音分布が複雑である。
5	類型区分が変化	騒音の施策として区分して評価する必要がある。
6	遮音壁等の騒音対策が実施されている	騒音の伝搬状況が変化している。騒音の施策として区分して評価する必要がある。
7	一つの区間が著しく長い	データの管理上区分する必要がある。
8	市町村境	データの管理上区分する必要がある。
9	防火地区の指定が変化	今後の施策検討の資料として必要である。
10	建築物等の沿道状況が著しく変化	背後地の騒音分布が変化する場合が多い。

(4) 騒音設定

騒音測定の結果を面的評価支援システムで活用できるように設定する。

ア 騒音測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報(年度・騒音測定箇所番号・定点/準定点/例外的実測)を入力する。さらに、道路横断面を作成し、情報を入力する。

イ 騒音測定データの設定

騒音測定地点の測定データを入力する。

## 5 騒音推計

### (1) 騒音推計前

ア 騒音基準位置の設定

評価区間ごと(上り側・下り側別)に騒音レベルの基準点位置(道路敷地境界)及び、騒音測定データの選択、基準点の高さを設定する。

イ 騒音レベルの推定

評価区間ごと(上り側・下り側別)に基準点騒音レベルを車線数、交通量、大型車混入率、指定最高速度等の情報及び道路横断面情報より道路交通騒音予測モデル“ASJ RTN-Model 2008”(以下「ASJモデル」という。)にて推定する。

ウ 騒音レベルの確定

評価区間ごと(上り側・下り側別)に基準点騒音レベルの確定値を設定する。確定値は、基本的に実測値がある場合にはその値を設定するが、道路敷地境界以外の地点で測定している場合には、道路敷地境界までの距離減衰量をASJモデルにて計算して補正する。

エ 残留騒音レベルの設定

評価区間ごと(上り側・下り側別)に残留騒音レベルを設定する。残留騒音レベルは、背後地の実測時の $L_{A95}$ とする。

オ 表示用レイヤ作成

評価区間オブジェクト単位毎の表示用レイヤ(道路近傍騒音レベル、残留騒音レベル、騒音観測・非観測区間区分)を作成する。

### (2) 騒音推計

ア データチェック

オブジェクト・関係データ・帳票データの関連付けをチェック処理する。

イ 沿道情報

入力した沿道情報(評価区間・街区・都市計画用途地域等)を画面上で確認する。

ウ データ照査・諸元

入力したデータ(密度・発生源騒音強度分布・残留騒音分布)を画面上で確認する。

エ 推計

ASJモデルによる背後地建物の騒音推計(詳細調査)を行う。

#### (ア) 建物ごとの距離帯別騒音レベル推定

評価区間の道路近傍騒音レベルから、ASJモデル推定式に基づく基準点位置からの相対的な距離減衰量及び建物群による減衰量を引き、残留騒音を合成化することにより、建物ごとの対象道路からの距離帯別騒音レベルを推計する。

騒音減衰量の推計を行う基準点からの代表距離は、各距離帯の中に建物がほぼ均一に分布しているものとみなし、建物密度が密の場合には0、15、25、35、45mとし、疎の場合には5、15、25、35、45mとする。

なお、独立(戸建て)住宅が複数の距離帯に属する場合は、道路に近い距離帯で代表させるものとし、また、集合住宅が3箇所以上の複数の距離帯に属する場合は、各距離帯について騒音レベルの推計を行うものとする。

#### (イ) 建物・近接/非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計

評価区間ごとに、「建物ごとの距離帯別騒音レベル推定結果」と「建物ごとの距離帯別住居戸数」から、建物ごと及び地域類型別に、近接空間又は非近接空間のおののみに属する「騒音レベル別住居等戸数」を面的評価支援システムにより集計し、帳票に整理する。

過年度調査道路と令和7年度調査道路が交差する場合は、過年度調査道路の影響を考慮して評価を行う。

また、交差点部において、複数の評価区間に属する建物については、評価区間ごとに算出された「建物ごとの距離帯別騒音レベルの推定結果」を合成し、建物のユニーク化を行って、帳票に整理する。

なお、2つの評価区間に属する建物のうち、近接空間と非近接空間の両方に属する場合には、

近接空間に属するものとする。さらに、大規模な集合住宅については、建物を距離帯別に区分し、距離帯別に近接空間又は非近接空間を設定して、各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を集計する。

(f) 環境基準超過住居戸数及び割合の算出

「建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集」の結果と「騒音レベル別住居等戸数」を基に、評価区間ごとの環境基準超過住居戸数及び割合を面的評価支援システムにて算出し、帳票に整理する。

なお、環境基準超過戸数のうち、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による防音助成対象の建物等は、「屋内に透過する騒音に係る環境基準」を既に満足しているものとみなし、環境基準超過戸数から除く。

オ 常時監視フォーマット作成

令和7年度自動車騒音常時監視結果報告（環境省水・大気環境局）を作成する。

カ 一括表示用レイヤ作成

推計結果より、一括表示させるレイヤ（騒音暴露状況・環境基準達成状況・騒音レベル等高線図・騒音レベル減衰横断図等）を作成する。

## 6 結果活用

### (1) 報告書の作成

以下の様式の調査報告書を作成し、甲による内容校正を受けた後、それぞれ A4 パンチファイルに綴じること。また、紙面は両面印刷（計量証明書を除く。）し、色分けした図表を掲載するページのみ、フルカラー印刷とする。

また、編集用ワード・エクセルデータファイル及び PDF 形式化したファイルをそれぞれ DVD-ROM（1 枚）に収録する。

#### ア 「令和7年度騒音規制法第18条に係る自動車騒音及び振動規制法第19条に係る道路交通振動の調査報告書」

調査結果の概要を収録した報告書を2部作成する。

収録する内容は次のとおりとし、詳細は、契約後に別途指示する。

ページ数は、表紙及び中表紙を除き110ページ程度とする。

(ア) 緒言文

甲が作成したものをを用いる。

(イ) 目次

(ロ) 調査内容の概要

調査の目的、調査の内容、調査方法、調査結果の概要について取りまとめたものを収録する。

(ハ) 面的評価の結果についてのまとめ

環境基準を達成している又は達成していない住居戸数及びその割合についてまとめたものを作成し、掲載する。

(ニ) 自動車騒音及び道路交通振動に係る要請限度の超過状況についてのまとめ

自動車騒音及び道路交通振動の調査結果の要請限度の超過状況についてまとめたものを収録する。

(ホ) 低騒音舗装における調査結果についてのまとめ

低騒音舗装における騒音の状況及び経年変動についてまとめたものを収録する。

(ヘ) 各測定地点における調査結果についてのまとめ

全ての測定地点における調査結果の総括表、各測定地点の地点概要及び調査結果、前回調査時の測定結果についてまとめたものを収録する。

なお、地点概要は、次のイに記載する「資料編」の測定地点付近図がなくとも、測定地点が推定できるように、周辺情報を文章で説明すること（ただし、施設や建物の固有名詞は不要）。

(ニ) 巻末資料

騒音に係る環境基準等についてまとめた資料を収録する。

(ホ) 調査結果地図の作成

京都市の地図上に、各評価区間における環境基準の達成率及び、調査地点における騒音レベルを一定の範囲ごとに色分けしてプロットしたものを収録する。

#### イ 「令和7年度騒音規制法第18条に係る自動車騒音及び振動規制法第19条に係る道路交通振動の調査報告書 資料編」

調査結果の詳細資料を収録したものを1部作成する。

収録する内容は次のとおりとし、詳細は、契約後に別途指示する。

ページ数は、表紙及び中表紙を除き、360 ページ程度とする。

(7) 目次

(4) 各測定地点における調査結果についてのまとめ

全ての測定地点における調査結果の総括表を収録する。総括表には、一連番号、評価区間番号、測定地点、路線名（通称名含む。）、車線数、測定地点の用途地域、測定日、等価騒音レベル、時間率振動レベル（ $L_{10}$ ）及び交通量（全日及び時間区分別の測定結果、基準等の達成状況、を記載する。

(7) 各測定地点における調査結果についての詳細なまとめ

a 測定地点の地名、測定対象路線名、当該路線の当該区間に係る全国道路・街路交通情勢調査番号等の調査地点に係る情報、測定期間、測定結果、当該地点に適用される環境基準及び要請限度の区分、道路構造、車線数等の道路状況に係る情報、測定地点周辺を含む付近図、道路断面図（設定した音源を明示すること。）を作成し、収録する。配分ページ数は1 ページとする。

b 測定地点の写真のまとめ

測定地点に設置された測定機器の右方向及び左方向からの写真、背後地の測定点周辺、道路交通振動及び交通量観測の様子等についての写真をまとめたものを収録する。写真の掲載数は6 枚程度とし、配分ページ数は1 ページとする。

c 測定結果についての詳細データのまとめ

騒音レベル、振動レベル、気象等について1 時間ごと又は観測時間ごとにまとめた表を収録する。また、騒音レベルについては、環境基準に定める基準時間帯に区分して当該時間帯の騒音レベルについてもまとめる。振動レベルについても、道路交通振動に係る要請限度の時間区分（昼間午前8 時から午後7 時、夜間午後7 時から翌日午前8 時に区分すること）に従って、当該区分内における80%レンジの上端値（ $L_{10}$ ）についてまとめる。配分ページ数は1～2 ページとする。

d 交通量についての詳細データのまとめ

観測した全ての車種区分ごと及び進行方向別（「測定点側」と「反対側」とする。）に観測時間ごとの交通量、及び大型車及び二輪車混入率等についてまとめた表を作成し、収録する。配分ページ数は1 ページとする。

e 車速についての詳細データのまとめ

全ての観測データについて当該観測を実施した時間ごと、大型・小型（区分は、付表2 による。）の区分ごとにまとめた表を作成し、収録する。配分ページ数は1 ページとする。

f 騒音測定結果の詳細データについてのまとめ

当該実測時間区分（10 分間）ごとの等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）、時間率騒音レベルのうち、中央値（ $L_{A50}$ ）、80%レンジの上端値及び下端値（ $L_{A10}$  及び  $L_{A90}$ ）、90%レンジの上端値及び下端値（ $L_{A5}$  及び  $L_{A95}$ ）、最大値（ $L_{Amax}$ ）について全てのデータを収録するとともに、各実測時間における除外音による欠測の有無、基準時間帯区分における等価騒音レベル及び中央値（ $L_{A50}$ ）についてまとめた総括表を作成し、収録する。併せて、背後地に係る測定データについても上記の例により表を作成し、収録する。配分ページ数は2 ページとする。

(8) 各測定地点の結果についてまとめたグラフ

作成するグラフ（凡例付き）は次のとおりとする。配分ページは1 地点につき1 ページとする。

a 騒音レベルの日変化についてグラフ化したもの

等価騒音レベル、環境基準値、要請限度値の三つについて同一軸上に作成し、1 つのグラフにまとめる。

b 時間率騒音レベルの日変化についてグラフ化したもの

中央値（ $L_{A50}$ ）、90%レンジの上端値及び下端値（ $L_{A5}$  及び  $L_{A95}$ ）の3 つについて、同一軸上に作成し、各時間における3 つのマーカーを高低線で連結したものとすること。1 つの項目については折れ線で連結しないこと。

c 振動レベルの日変化についてグラフ化したもの

80%レンジの上端値（ $L_{10}$ ）及び要請限度について同一軸上に作成し、1 つのグラフにまとめること。

d コメントの挿入

各グラフにおいて、特記すべきことがあれば、コメントをオブジェクトとして挿入すること。

ウ 騒音マップ

掲載する騒音マップは、面的評価を行う全ての区間分を作成し掲載する。1 地点の騒音マップに対する配分ページ数は1～2 ページとする。

エ 各測定地点の計量証明書

(2) 環境省報告資料の作成

令和7年度自動車騒音常時監視結果報告要領に基づき、以下の資料を作成する。

- ア 常時監視報告様式（所定の常時監視フォーマット）
- イ GISデータファイル（所定の環境GISフォーマット）
- ウ 騒音測定地点の位置図・詳細図

(3) 騒音暴露状況データ作成

面的評価支援システムの「結果活用」-「分析活用」-「1. 騒音暴露状況の住居等別の一括表示」から令和7年度評価区間のデータのみ抜粋し、昼間近接空間騒音レベル別住居等戸数、昼間非近接空間騒音レベル別住居等戸数、夜間近接空間騒音レベル別住居等戸数、夜間非近接空間騒音レベル別住居等戸数のデータを作成する。

なお、騒音レベルは、以下のとおり区切ることとする。

「50dB以下」、「50dB超55dB以下」、「55dB超60dB以下」、「60dB超65dB以下」、「65dB超70dB以下」、「70dB超75dB以下」、「75dB超80dB以下」、「80dB超」

## 7 成果品

付表4に示すものを本業務の成果品とする。

なお、DVD-ROMに収録することとされているものについては、保存フォルダを区別すれば、1枚にまとめても差し支えはない。

付表4 成果品一覧

名 称	サイズ	部数	備 考
I. 報告書			冊子のほか、編集用ワードデータ、エクセルデータ及びPDF化データをDVD-ROM（1枚）に収録すること。
1. 本編	A4紙	2部	
2. 資料編	A4紙	1部	
3. 騒音マップ	A4紙	1部	
4. 計量証明書	A4紙	1部	
II. 環境省報告		一式	
1. 自動車騒音常時監視結果報告	DVD-ROM		令和7年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる（冬季に環境省から依頼がある予定）。
(1) 様式	〃		
(2) GISデータファイル	〃		
(3) 騒音測定地点の位置図・詳細図	〃		
III. システム		一式	
1. オブジェクト・データベース	DVD-ROM		面的評価支援システムに登録したオブジェクト・データ
IV. 騒音暴露状況データ		一式	
1. 騒音暴露状況データ	DVD-ROM		エクセル様式
V. 測定データ（一次データ）		一式	
1. 測定データ	DVD-ROM		エクセル様式

## 8 道路交通センサスの更新について（再掲）

### (1) 令和3年度道路交通センサスへの移行

今年度から令和3年度センサスへの切り替えを実施することから、面的評価支援システムに令和3年度道路交通センサスのデータをインポートし、全面的評価区間について、後述する道路設定及び沿道設定の更新を行う。更新において、令和3年度センサス番号が、過年度に登録済みの他の道路のセンサス番号等と重複する場合には、両番号の取扱いを明確に区別する方法について甲と協議のうえ対応すること。

### (2) 全国道路・街路交通情勢調査区間の設定

令和3年度センサスにより道路平面線形オブジェクトを区切り、オブジェクトにより分割し全国道路・街路交通情勢調査線形オブジェクトを作成し、全国道路・街路交通情勢調査情報を更新して入力作業を行う。なお、今年度から令和3年度センサスへの切り替えを実施することから、令和3年度全国道路・街路交通情勢調査情報によるオブジェクトの作成については全面的評価区間において実施すること。

別表1 調査対象道路 (63 区間)

連番	交通量調査単位区間番号		評価区間番号		路線番号	(1) 路線名	(2) 車線数	(3) 道路種別	(4) 道路構造	有無(5) 遮音壁等の有無	(6) 低騒音舗装の有無	評価区間の始点の住所	備考(交差点名等)	評価区間の終点の住所	備考(交差点名等)	評価区間の延長(km)	観測区間	非観測区間	測定のみ区間	詳細観測の必要	(センサス対応) 評価区間の起終点修正必要の有無	(センサス対応) 修正事項等		
	2015	2021	2015	2021																				
1	10	10	2015-10-1	2021-10-1	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市山科区小山 大石	山科区・滋賀県 境	京都市山科区音羽平林町	京都東IC	0.3		○						
2	20	20	2015-20-1	2021-20-1	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市山科区音羽平林町	京都東IC	京都市山科区大塚大岩		1.5		○						
3	20	20	2015-20-2	2021-20-2	1011	名神高速道路	4	1	2	0	1	京都市山科区大塚大岩		京都市山科区大塚樽ノ浦		0.3		○						
4	20	20	2015-20-3	2021-20-3	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市山科区大塚樽ノ浦		京都市山科区勸修寺北大日町		3.8		○						
5	20	20	2015-20-4	2021-20-4	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市山科区勸修寺北大日町		京都市伏見区深草瓦町		1.4		○			○	面的評価支援システム上、側道が指定されている。		
6	20	20	2015-20-5	2021-20-5	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市伏見区深草瓦町		京都市伏見区深草五反田町		0.9		○						
7	20	20	2015-20-6	2021-20-6	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市伏見区深草五反田町		京都市伏見区深草五反田町		0.5		○			○	面的評価支援システム上、側道が指定されている。		
8	20	20	2015-20-7	2021-20-7	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市伏見区深草五反田町		京都市伏見区竹田青池町	京都南IC	1.4	○				○	面的評価支援システム上、側道が指定されている。(油小路通以西)		
11	30	30	2015-30-3	2021-30-3	1011	名神高速道路	6	1	3	1	1	京都市伏見区久我 石原町	南区・伏見区 境	京都市伏見区久我 本町		0.9	○							
12	30	30	2015-30-4	2021-30-4	1011	名神高速道路	6	1	3	1	1	京都市伏見区久我 本町		京都市伏見区久我 西出町	向日市・伏見区 境	0.9		○						
13	40	40	2015-40-1	2021-40-1	1011	名神高速道路	6	1	3	1	1	京都市伏見区久我 本町	向日市・伏見区 境	京都市伏見区久我 西出町	向日市・伏見区 境	0.6		○						
22	10060	10060	2015-10060-1	2021-10060-1	1	一般国道1号	6	3	1	0	1	京都市下京区泉東町		京都市南区西九条東島町	九条油小路	1.9	○							
23	10070	10070	2015-10070-1	2021-10070-1	1	一般国道1号	4	3	1	0	1	京都市下京区泉東町		京都市南区西九条東島町	九条油小路	0.7	○							
32	5060	10160	2015-5060-1	2021-10160-1	1	一般国道1号(第二京阪道路)	2	3	2	1	1	京都市伏見区深草中川原町		京都市南区上鳥羽勸進橋町		0.5		○			○	斜久世橋。5060-1(H27) から分割。		
33	5060	10170	2015-5060-1	2021-10170-1	1	一般国道1号(第二京阪道路)	2	3	2	1	1	京都市南区上鳥羽勸進橋町		京都市伏見区竹田向代町		2.0	○				○	斜久世橋。5060-1(H27) から分割。		
38	5050	10210	2015-5050-1	2021-10210-1	1	一般国道1号(第二京阪道路)	4	3	2	0	1	京都市伏見区横大路下三橋 里ノ内	下三橋	京都市伏見区向島 大黒	巨椋池IC	1.4		○			○	【重複区間】油小路線(10170-1(H27))と並走しており住宅重複。面的評価支援システム内の起終点情報の更新必要。		
41	10170	10230	2015-10170-1	2021-10230-1	1	一般国道1号(洛南道路)	4	3	2	0	1	京都市伏見区横大路下三橋 里ノ内	下三橋	京都市伏見区向島 大黒	巨椋池IC	1.4	○							
63	10320	10370	2015-10320-1	2021-10370-1	24	一般国道24号	3	3	1	0	1	京都市伏見区深草 加賀屋敷町	深草加賀屋敷町	京都市伏見区撞木町		0.7		○						
64	10330	10380	2015-10330-1	2021-10380-1	24	一般国道24号	3	3	1	0	1	京都市伏見区深草 加賀屋敷町	深草加賀屋敷町	京都市伏見区撞木町	観月橋北詰	2.2	○							
66	10340	10390	2015-10340-1	2021-10390-1	24	一般国道24号	2	3	1	0	1	京都市伏見区向島 橋詰町		京都市伏見区向島 丸町		0.8		○						
67	10340	10390	2015-10340-2	2021-10390-2	24	一般国道24号	4	3	1	0	1	京都市伏見区向島 丸町		京都市伏見区向島 清水町	伏見区・宇治市 境	0.7		○						
90	10530	10580	2015-10530-1	2021-10580-1	367	一般国道367号	4	3	1	0	1	京都市北区小山 上総町	鳥丸北大路	京都市左京区下鴨 本町	下鴨本通北大路	1.1	○							
91	10540	10590	2015-10540-1	2021-10590-1	367	一般国道367号	4	3	1	0	1	京都市左京区下鴨 本町	下鴨本通北大路	京都市左京区高野竹屋町	高野橋東詰	0.8		○						
124	40620	40650	2015-40620-1	2021-940650-1	15	宇治淀線	2	4	1	0	1	京都市伏見区淀 生津町	八幡市・伏見区 境	京都市伏見区淀 生津町	八幡市・伏見区 境	0.7	○					センサス番号が重複して存在する。(下鴨静原大原線) →評価区間番号2021-940650-1 とする。		
125	40640	40670	2015-40640-1	2021-940670-1	15	宇治淀線	2	4	1	0	1	京都市伏見区淀 際目町	八幡市・伏見区 境	京都市伏見区淀 際目町	八幡市・伏見区 境	0.4		○				センサス番号が重複して存在する。(京都日吉美山線) →評価区間番号2021-940670-1 とする。		
127	40110	40120	2015-40110-1	2021-40120-1	29	宇多野嵐山山田線	2	4	1	0	0	京都市右京区宇多野 福王子町	福王子	京都市右京区嵯峨釈迦堂門前 藤戸川町		3.7	○							
143	40240	40250	2015-40240-1	2021-40250-1	31	西陣杉坂線	4	4	1	0	0	京都市上京区南辻町	千本今出川	京都市北区紫野 西蓬台野町		1.7	○							
151	40320	40330	2015-40320-1	2021-40330-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	1	京都市下京区榎木町	河原町七条	京都市下京区東塩小路町		0.2	○							
154	40350	40360	2015-40350-1	2021-40360-1	35	大津淀線	2	4	1	0	0	京都市山科区勸修寺東出町		京都市伏見区深草直達橋 北1丁目	直達橋一丁目	4.2	○			○				
227	41000	41020	2015-41000-1	2021-41020-1	184	宇多野吉祥院線	4	5	1	0	1	京都市南区吉祥院大原河原町	葛野大路八条	京都市南区吉祥院新田参ノ段町	IR高架	0.6	○							
228	41000	41020	2015-41000-2	2021-41020-2	184	宇多野吉祥院線	4	5	1	0	0	京都市南区吉祥院新田参ノ段町	JR高架	京都市南区吉祥院新田武ノ段町	葛野大路九条	0.6		○						
237	41080	41100	2015-41080-1	2021-41100-1	186	嵐山祇園線	2	5	1	0	0	京都市下京区唐津屋町	四条堀川	京都市下京区函谷鉦町	烏丸四条	0.6			○				市道2車線。面的評価支援システム内の路線データは削除する。	
240	41090	41110	2015-41090-2	2021-41110-1	186	嵐山祇園線	4	5	1	0	0	京都市下京区齋藤町	四条大橋	京都市東山区祇園町南側	祇園	0.5		○					準用区間。41080(H27)の測定結果を準用。	
248	41160	41180	2015-41160-1	2021-41180-1	187	鹿ヶ谷嵐山線	2	5	1	0	0	京都市右京区花園内畑町		京都市右京区太秦和泉式部町		0.1			○				起終点に変更あり。面的評価支援システム内の路線データは削除する。	
282	60290	60290	2015-60290-1	2021-60290-1	113	梅津東山七条線	4	6	1	0	1	京都市下京区材木町	烏丸七条	京都市下京区稲荷町	下京区・東山区 境	0.2		○						
283	60290	60290	2015-60290-2	2021-60290-2	113	梅津東山七条線	4	6	1	0	1	京都市下京区稲荷町	下京区・東山区 境	京都市東山区妙法院前側町	東山七条	0.7	○							
284	60300	60300	2015-60300-1	2021-60300-1	114	七条大宮四ツ塚線	4	6	1	0	0	京都市下京区御器屋町	七条大宮	京都市下京区上中之町	大宮木津屋橋	0.2		○						
285	60300	60300	2015-60300-2	2021-60300-2	114	七条大宮四ツ塚線	4	6	2	0	0	京都市下京区上中之町	大宮木津屋橋	京都市南区東寺東門前町	大宮八条	0.5		○						
286	60300	60300	2015-60300-3	2021-60300-3	114	七条大宮四ツ塚線	4	6	1	0	1	京都市南区東寺東門前町	大宮八条	京都市南区西九条比永城町	九条大宮	0.4	○							
302	60420	60420	2015-60420-1	2021-60420-1	117	小野山科停車場線	2	6	1	0	1	京都市山科区小野 蚊ヶ瀬町		京都市山科区大宅 烏田町		0.3	○			○				
303	60420	60420	2015-60420-2	2021-60420-2	117	小野山科停車場線	2	6	1	0	0	京都市山科区大宅 烏田町		京都市山科区柳辻 東濱		0.6		○						
316	60510	60540	2015-60510-1	2021-60540-1	123	水垂上桂線	2	6	1	0	0	京都市伏見区羽束師 志水町	菟川	京都市伏見区久我 石原町	久我	1.9	○							
323	60580	60610	2015-60580-1	2021-60610-1	127	日野薬師線	2	6	1	0	0	京都市伏見区日野 西風呂町		京都市伏見区石田 大山町	石田大山	0.9	○							
329	60640	60670	2015-60640-1	2021-60670-1	132	太秦上桂線	2	6	1	0	0	京都市右京区太秦 桂ヶ原町	太秦	京都市右京区梅津 段町	梅津段町	1.2	○							
330	60650	60680	2015-60650-1	2021-60680-1	132	太秦上桂線	4	6	1	0	0	京都市右京区梅津 段町	梅津段町	京都市右京区梅津 東橋口町	右京区・西京区 境	0.3		○						
331	60650	60680	2015-60650-2	2021-60680-2	132	太秦上桂線	4	6	1	0	0	京都市右京区梅津 東橋口町	右京区・西京区 境	京都市西京区桂上野 西町	桂上野	0.9	○							
347	60790	60820	2015-60790-1	2021-60820-1	141	小塩山大原野線	2	6	1	0	1	京都市西京区大原野 北春日町	大原野IC	京都市西京区大原野西境谷 1丁目	新林本通境谷	0.9	○							
351-2	60830	60860	2015-60830-2	2021-60860-1	142	沓掛西大路五条線	2	6	1	0	0	京都市西京区桂春日町	下桂	京都市下京区七条御所ノ内南町	西大路八条	2.2		○			○	実測しているのは、60830-3(H27) R3-R7計画でセンサス区間を3評価区間に分割しているが、理由がない。→1評価区間に戻す。		
351-3	60830	60860	2015-60830-3	2021-60860-1	142	沓掛西大路五条線	2	6	1	0	0	京都市西京区桂春日町	下桂	京都市下京区七条御所ノ内南町	西大路八条	2.2		○						
356	60860	60890	2015-60860-1	2021-60890-1	143	四ノ宮四ツ塚線	4	6	1	0	1	京都市山科区日ノ岡 鴨土町	日ノ岡	京都市山科区厨子奥 花鳥町		1.3	○			○				
357	60870	60900	2015-60870-1	2021-60900-1	143	四ノ宮四ツ塚線	4	6	1	0	1	京都市山科区厨子奥 花鳥町		京都市東山区西小物座町	蹴上	0.4		○						
372	61010	61040	2015-61010-1	2021-61040-1	202	伏見向日線	2	6	1	0	0	京都市伏見区中島 橋ノ上町		京都市伏見区中島 橋ノ上町	赤池	1.1	○							
373	61020																							

別表2 騒音測定を行う区間(33区間)

連番	交通量調査単位区間番号		評価区間番号		路線番号	(1) 路線名	(2) 車線数	(3) 道路種別	(4) 道路構造	(5) 遮音壁等の有無	(6) 低騒音舗装の有無	評価区間の始点の住所	備考(交差点名等)	評価区間の終点の住所	備考(交差点名等)	評価区間の延長(km)	観測区間	非観測区間	測定のみ区間	詳細観測の必要
	2015	2021	2015	2021																
8	20	20	2015-20-7	2021-20-7	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市伏見区深草五反田町		京都市伏見区竹田青池町	京都南IC	1.4	○			
11	30	30	2015-30-3	2021-30-	1011	名神高速道路	6	1	3	1	1	京都市伏見区久我 石原町	南区・伏見区 境	京都市伏見区久我 本町		0.9	○			
22	10060	10060	2015-10060-1	2021-10060-1	1	一般国道1号	6	3	1	0	1	京都市下京区泉水町	堀川五条	京都市南区西九条東島町	九条油小路	1.9	○			
23	10070	10070	2015-10070-1	2021-10070-1	1	一般国道1号	4	3	1	0	1	京都市南区西九条東島町	九条油小路	京都市南区四ツ塚町	京阪国道口	0.7	○			
33	5060	10170	2015-5060-1	2021-10170-1	1	一般国道1号(第二京阪道路)	2	3	2	1	1	京都市南区上鳥羽勸進橋町		京都市伏見区竹田向代町		2.0	○			
41	10170	10230	2015-10170-1	2021-10230-1	1	一般国道1号(洛南道路)	4	3	2	0	1	京都市伏見区横大路下三栖 里ノ内	下三栖	京都市伏見区向島 大黒	巨椋池IC	1.4	○			
64	10330	10380	2015-10330-1	2021-10380-1	24	一般国道24号	3	3	1	0	1	京都市伏見区撞木町		京都市伏見区豊後橋町	観月橋北詰	2.2	○			
67	10340	10390	2015-10340-2	2021-10390-2	24	一般国道24号	4	3	1	0	1	京都市伏見区向島 丸町		京都市伏見区向島 清水町	伏見区・宇治市 境	0.7	○			
90	10530	10580	2015-10530-1	2021-10580-1	367	一般国道367号	4	3	1	0	1	京都市北区小山 上総町	烏丸北大路	京都市左京区下鴨 本町	下鴨本通北大路	1.1	○			
124	40620	40650	2015-40620-1	2021-940650-1	15	宇治淀線	2	4	1	0	1	京都市伏見区淀 生津町	八幡市・伏見区 境	京都市伏見区淀 生津町	八幡市・伏見区 境	0.7	○			
127	40110	40120	2015-40110-1	2021-40120-1	29	宇多野嵐山山田線	2	4	1	0	0	京都市右京区宇多野 福王子町	福王子	京都市右京区嵯峨釈迦堂門前 瀬戸川町		3.7	○			
143	40240	40250	2015-40240-1	2021-40250-1	31	西陣杉坂線	4	4	1	0	0	京都市上京区南辻町	千本今出川	京都市北区紫野 西蓮台野町		1.7	○			
151	40320	40330	2015-40320-1	2021-40330-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	1	京都市下京区桜木町	河原町七条	京都市下京区東塩小路町		0.2	○			
154	40350	40360	2015-40350-1	2021-40360-1	35	大津淀線	2	4	1	0	0	京都市山科区勸修寺東出町		京都市伏見区深草直達橋 北1丁目	直達橋一丁目	4.2	○			○
227	41000	41020	2015-41000-1	2021-41020-1	184	宇多野吉祥院線	4	5	1	0	1	京都市南区吉祥院大河原町	葛野大路八条	京都市南区吉祥院新田参ノ段町	JR高架	0.6	○			
237	41080	41100	2015-41080-1	2021-41100-1	186	嵐山祇園線	2	5	1	0	0	京都市下京区唐津屋町	四条堀川	京都市下京区函谷鉾町	烏丸四条	0.6			○	
248	41160	41180	2015-41160-1	2021-41180-1	187	鹿ヶ谷嵐山線	2	5	1	0	0	京都市右京区花園内畑町		京都市右京区太秦和泉式部町		0.1			○	
283	60290	60290	2015-60290-2	2021-60290-2	113	梅津東山七条線	4	6	1	0	1	京都市下京区稲荷町	下京区・東山区 境	京都市東山区妙法院前側町	東山七条	0.7	○			
286	60300	60300	2015-60300-3	2021-60300-3	114	七条大宮四ツ塚線	4	6	1	0	1	京都市南区東寺東門前町	大宮八条	京都市南区西九条比永城町	九条大宮	0.4	○			
302	60420	60420	2015-60420-1	2021-60420-1	117	小野山科停車場線	2	6	1	0	1	京都市山科区小野 蚊ヶ瀬町		京都市山科区大宅 烏田町		0.3	○			○
316	60510	60540	2015-60510-1	2021-60540-1	123	水垂上桂線	2	6	1	0	0	京都市伏見区羽束師 志水町	菱川	京都市伏見区久我 石原町	久我	1.9	○			
323	60580	60610	2015-60580-1	2021-60610-1	127	日野薬師線	2	6	1	0	0	京都市伏見区日野 西風呂町		京都市伏見区石田 大山町	石田大山	0.9	○			
329	60640	60670	2015-60640-1	2021-60670-1	132	太秦上桂線	2	6	1	0	0	京都市右京区太秦 桂ヶ原町	太秦	京都市右京区梅津 段町	梅津段町	1.2	○			
331	60650	60680	2015-60650-2	2021-60680-2	132	太秦上桂線	4	6	1	0	0	京都市右京区梅津 東構口町	右京区・西京区 境	京都市西京区桂上野 西町	桂上野	0.9	○			
347	60790	60820	2015-60790-1	2021-60820-1	141	小塩山大原野線	2	6	1	0	1	京都市西京区大原野 北春日町	大原野IC	京都市西京区大原野西境谷町 1丁目	新林本通境谷	0.9	○			
351-3	60830	60860	2015-60830-3	2021-60860-		沓掛西大路五条線						葛野大路八条		西大路八条			○			
356	60860	60890	2015-60860-1	2021-60890-1	143	四ノ宮四ツ塚線	4	6	1	0	1	京都市山科区日ノ岡 鴨土町	日ノ岡	京都市山科区厨子奥 花鳥町		1.3	○			○
372	61010	61040	2015-61010-1	2021-61040-1	202	伏見向日線	2	6	1	0	0	京都市伏見区鳥羽町		京都市伏見区中島 樋ノ上町	赤池	1.1	○			
373	61020	61050	2015-61020-1	2021-61050-1	202	伏見向日線	2	6	1	0	1	京都市伏見区中島 樋ノ上町	赤池	京都市伏見区久我 石原町	久我	1.1	○			
374	61030	61060	2015-61030-1	2021-61060-1	202	伏見向日線	2	6	1	0	0	京都市伏見区久我 石原町	久我	京都市南区久世東土川町	東土川	1.6	○			
462	80510	80530	2015-80510-1	2021-80530-1	176	久世橋道	4	7	1	0	1	京都市南区吉祥院石原京道町	石原	京都市南区上鳥羽北花名町	久世橋通国道1号	1.8	○			
466	80541	80570	2015-80541-1	2021-80570-1	177	向日町上鳥羽線	4	7	1	0	1	京都市南区久世殿城町	久世殿城中	京都市南区久世築山町		0.7	○			
481	80670	80700	2015-80670-2	2021-80700-2	302	烏丸通	4	7	1	0	0	京都市南区東九条南石田町	十条烏丸	京都市南区東九条西山王町	八条烏丸	1.2	○			

別表3 面的評価を行う区間(61区間)

連番	交通量調査単位区間番号		評価区間番号		路線番号	(1) 路線名	(2) 車線数	(3) 道路種別	(4) 道路構造	無(5) 遮音壁等の有無	有(6) 低騒音舗装の有無	評価区間の始点の住所	備考(交差点名等)	評価区間の終点の住所	備考(交差点名等)	評価区間の延長(km)	観測区間	非観測区間	測定のみ区間	詳細観測の必要	(センサス対応) 評価区間の起終点修正必要の有無	(センサス対応) 修正事項等	
	2015	2021	2015	2021																			
1	10	10	2015-10-1	2021-10-1	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市山科区小山 大石	山科区・滋賀県 境	京都市山科区音羽平林町	京都東IC	0.3		○					
2	20	20	2015-20-1	2021-20-1	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市山科区音羽平林町	京都東IC	京都市山科区大塚大岩		1.5		○					
3	20	20	2015-20-2	2021-20-2	1011	名神高速道路	4	1	2	0	1	京都市山科区大塚大岩		京都市山科区大塚檀ノ浦		0.3		○					
4	20	20	2015-20-3	2021-20-3	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市山科区大塚檀ノ浦		京都市山科区勤修寺北大日町		3.8		○					
5	20	20	2015-20-4	2021-20-4	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市山科区勤修寺北大日町		京都市伏見区深草瓦町		1.4		○			○	面的評価支援システム上、側道が指定されている。	
6	20	20	2015-20-5	2021-20-5	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市伏見区深草瓦町		京都市伏見区深草五反田町		0.9		○					
7	20	20	2015-20-6	2021-20-6	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市伏見区深草五反田町		京都市伏見区深草五反田町		0.5		○			○	面的評価支援システム上、側道が指定されている。	
8	20	20	2015-20-7	2021-20-7	1011	名神高速道路	4	1	2	1	1	京都市伏見区深草五反田町		京都市伏見区竹田青池町	京都南IC	1.4	○				○	面的評価支援システム上、側道が指定されている。 (油小路通以西)	
11	30	30	2015-30-3	2021-30-	1011	名神高速道路	6	1	3	1	1	京都市伏見区久我 石原町	南区・伏見区 境	京都市伏見区久我 本町		0.9	○					面的評価支援システム上、枝番が3から始まっている。	
12	30	30	2015-30-4	2021-30-	1011	名神高速道路	6	1	3	1	1	京都市伏見区久我 本町		京都市伏見区久我 西出町	向日市・伏見区 境	0.9		○					
13	40	40	2015-40-1	2021-40-1	1011	名神高速道路	6	1	3	1	1	京都市伏見区羽束師菱川町	向日市・伏見区 境	京都市伏見区羽束師菱川町	伏見区・向日市 境	0.6		○					
22	10060	10060	2015-10060-1	2021-10060-1	1	一般国道1号	6	3	1	0	1	京都市下京区泉水町	堀川五条	京都市南区西九条東島町	九条油小路	1.9	○						
23	10070	10070	2015-10070-1	2021-10070-1	1	一般国道1号	4	3	1	0	1	京都市南区西九条東島町	九条油小路	京都市南区四ツ塚町	京阪国道口	0.7	○						
32	5060	10160	2015-5060-1	2021-10160-1	1	一般国道1号(第二京阪道路)	2	3	2	1	1	京都市伏見区深草中川原町		京都市南区上鳥羽勸進橋町		0.5		○			○	斜久世橋。5060-1(H27)から分割。	
33	5060	10170	2015-5060-1	2021-10170-1	1	一般国道1号(第二京阪道路)	2	3	2	1	1	京都市南区上鳥羽勸進橋町		京都市伏見区竹田向代町		2.0	○				○	斜久世橋。5060-1(H27)から分割。	
38	5050	10210	2015-5050-1	2021-10210-1	1	一般国道1号(第二京阪道路)	4	3	2	0	1	京都市伏見区横大路下三栖 里ノ内	下三栖	京都市伏見区向島 大黒	巨椋池IC	1.4		○			○	【重複区間】油小路線(10170-1(H27))と並走しており住宅重複。面的評価支援システム内の起終点情報の更新必要。	
41	10170	10230	2015-10170-1	2021-10230-1	1	一般国道1号(洛南道路)	4	3	2	0	1	京都市伏見区横大路下三栖 里ノ内	下三栖	京都市伏見区向島 大黒	巨椋池IC	1.4	○						
63	10320	10370	2015-10320-1	2021-10370-1	24	一般国道24号	3	3	1	0	1	京都市伏見区深草 加賀屋敷町	深草加賀屋敷町	京都市伏見区撞木町		0.7		○					
64	10330	10380	2015-10330-1	2021-10380-1	24	一般国道24号	3	3	1	0	1	京都市伏見区撞木町		京都市伏見区豊後橋町	観月橋北詰	2.2	○						
66	10340	10390	2015-10340-1	2021-10390-1	24	一般国道24号	2	3	1	0	1	京都市伏見区向島 橋詰町		京都市伏見区向島 丸町		0.8		○					
67	10340	10390	2015-10340-2	2021-10390-2	24	一般国道24号	4	3	1	0	1	京都市伏見区向島 丸町		京都市伏見区向島 清水町	伏見区・宇治市 境	0.7	○						
90	10530	10580	2015-10530-1	2021-10580-1	367	一般国道367号	4	3	1	0	1	京都市北区小山 上総町	烏丸北大路	京都市左京区下鴨 本町	下鴨本通北大路	1.1	○						
91	10540	10590	2015-10540-1	2021-10590-1	367	一般国道367号	4	3	1	0	1	京都市左京区下鴨本町	下鴨本通北大路	京都市左京区高野竹屋町	高野橋東詰	0.8		○					
124	40620	40650	2015-40620-1	2021-940650-1	15	宇治淀線	2	4	1	0	1	京都市伏見区淀 生津町	八幡市・伏見区 境	京都市伏見区淀 生津町	八幡市・伏見区 境	0.7	○					センサス番号が重複して存在する。(下鴨静原大原線)→評価区間番号2021-940650-1とする。	
125	40640	40670	2015-40640-1	2021-940670-1	15	宇治淀線	2	4	1	0	1	京都市伏見区淀 際目町	八幡市・伏見区 境	京都市伏見区淀 際目町	八幡市・伏見区 境	0.4		○				センサス番号が重複して存在する。(京都日吉美山線)→評価区間番号2021-940670-1とする。	
127	40110	40120	2015-40110-1	2021-40120-1	29	宇多野嵐山山田線	2	4	1	0	0	京都市右京区宇多野 福王子町	福王子	京都市右京区嵯峨釈迦堂門前 瀬戸川町		3.7	○						
143	40240	40250	2015-40240-1	2021-40250-1	31	西陣杉坂線	4	4	1	0	0	京都市上京区南辻町	千本今出川	京都市北区紫野 西蓮台野町		1.7	○						
151	40320	40330	2015-40320-1	2021-40330-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	1	京都市下京区桜木町	河原町七条	京都市下京区東塩小路町		0.2	○						
154	40350	40360	2015-40350-1	2021-40360-1	35	大津淀線	2	4	1	0	0	京都市山科区勤修寺東出町		京都市伏見区深草直達橋 北1丁目	直達橋一丁目	4.2	○			○			
227	41000	41020	2015-41000-1	2021-41020-1	184	宇多野吉祥院線	4	5	1	0	1	京都市南区吉祥院大河原町		京都市南区吉祥院新田参ノ段町	JR高架	0.6	○						
228	41000	41020	2015-41000-2	2021-41020-2	184	宇多野吉祥院線	4	5	1	0	0	京都市南区吉祥院新田参ノ段町	JR高架	京都市南区吉祥院新田参ノ段町	葛野大路九条	0.6		○					
240	41090	41110	2015-41090-2	2021-41110-1	186	嵐山祇園線	4	5	1	0	0	京都市下京区斎藤町	四条大橋	京都市東山区祇園町南側	祇園	0.5		○				準用区間。41080(H27)の測定結果を準用。	
282	60290	60290	2015-60290-1	2021-60290-1	113	梅津東山七条線	4	6	1	0	1	京都市下京区材木町	烏丸七条	京都市下京区稲荷町	下京区・東山区 境	0.2		○					
283	60290	60290	2015-60290-2	2021-60290-2	113	梅津東山七条線	4	6	1	0	1	京都市下京区稲荷町	下京区・東山区 境	京都市東山区妙法院前側町	東山七条	0.7	○						
284	60300	60300	2015-60300-1	2021-60300-1	114	七条大宮四ツ塚線	4	6	1	0	0	京都市下京区御器屋町	七条大宮	京都市下京区上中之町	大宮木津屋橋	0.2		○					
285	60300	60300	2015-60300-2	2021-60300-2	114	七条大宮四ツ塚線	4	6	2	0	0	京都市下京区上中之町	大宮木津屋橋	京都市南区東寺東門前町	大宮八条	0.5		○					
286	60300	60300	2015-60300-3	2021-60300-3	114	七条大宮四ツ塚線	4	6	1	0	1	京都市南区東寺東門前町	大宮八条	京都市南区西九条比永城町	九条大宮	0.4	○						
302	60420	60420	2015-60420-1	2021-60420-1	117	小野山科停車場線	2	6	1	0	1	京都市山科区小野 蚊ヶ瀬町		京都市山科区大宅 鳥田町		0.3	○			○			
303	60420	60420	2015-60420-2	2021-60420-2	117	小野山科停車場線	2	6	1	0	0	京都市山科区大宅 鳥田町		京都市山科区柳辻 東潰		0.6		○					
316	60510	60540	2015-60510-1	2021-60540-1	123	水垂上桂線	2	6	1	0	0	京都市伏見区羽束師 志水町	菱川	京都市伏見区久我 石原町	久我	1.9	○						
323	60580	60610	2015-60580-1	2021-60610-1	127	日野薬師線	2	6	1	0	0	京都市伏見区日野 西風呂町		京都市伏見区石田 大山町	石田大山	0.9	○						
329	60640	60670	2015-60640-1	2021-60670-1	132	太秦上桂線	2	6	1	0	0	京都市右京区太秦 桂ヶ原町	太秦	京都市右京区梅津 段町	梅津段町	1.2	○						
330	60650	60680	2015-60650-1	2021-60680-1	132	太秦上桂線	4	6	1	0	0	京都市右京区梅津 段町	梅津段町	京都市右京区梅津 東橋口町	右京区・西京区 境	0.3		○					
331	60650	60680	2015-60650-2	2021-60680-2	132	太秦上桂線	4	6	1	0	0	京都市右京区梅津 東橋口町	右京区・西京区 境	京都市西京区桂上野 西町	桂上野	0.9	○						
347	60790	60820	2015-60790-1	2021-60820-1	141	小塩山大原野線	2	6	1	0	1	京都市西京区大原野 北春日町	大原野IC	京都市西京区大原野西橋谷町 1丁目	新林本通境谷	0.9	○						
351	60830	60860	2015-60830-1	2021-60860-1	142	沓掛西大路五条線	2	6	1	0	0	京都市西京区桂春日町	下桂	京都市下京区七条御所ノ内南町	西大路八条	2.2		○			○	実測しているのは、60830-3(H27)R3-R7計画でセンサス区間を3評価区間に分割しているが、理由がない。→1評価区間に戻す。	
351-2	60830	60860	2015-60830-2	2021-60860-		沓掛西大路五条線							桂小橋	葛野大路八条									
351-3	60830	60860	2015-60830-3	2021-60860-		沓掛西大路五条線							葛野大路八条	西大路八条									
356	60860	60890	2015-60860-1	2021-60890-1	143	四ノ宮四ツ塚線	4	6	1	0	1	京都市山科区日ノ岡 鴨土町		京都市山科区厨子奥 花鳥町		1.3	○			○			
357	60870	60900	2015-60870-1	2021-60900-1	143	四ノ宮四ツ塚線	4	6	1	0	1	京都市山科区厨子奥 花鳥町		京都市東山区西小物座町	蹴上	0.4		○					
372	61010	61040	2015-61010-1	2021-61040-1	202	伏見向日線	2	6	1	0	0	京都市伏見区鳥羽町		京都市伏見区中島 樋ノ上町	赤池	1.1	○						
373	61020	61050	2015-61020-1	2021-61050-1	202	伏見向日線	2	6	1	0	1	京都市伏見区中島 樋ノ上町	赤池	京都市伏見区久我 石原町	久我	1.1	○						
374	61030	61060	2015-61030-1	2021-61060-1	202	伏見向日線	2	6	1	0	0	京都市伏見区久我 石原町	久我	京都市南区久世東土川町	東土川	1.6	○						